

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び魚沼地域振興局において縦覧に供する。

平成25年10月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日  
平成25年10月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人野外教育学修センター「魚沼伝習館」
- 3 代表者の氏名  
坂本 恭一
- 4 主たる事務所の所在地  
魚沼市吉田138番地3
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、野外教育の理念に基づき、子ども達の健全育成に関する事業を推進、支援すると共に地域の教育力の向上、地域の活性化に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
  - (1) 社会教育の推進を図る活動
  - (2) 町づくりの推進を図る活動
  - (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - (4) 環境の保全を図る活動
  - (5) 国際交流の活動
  - (6) 子ども健全育成を図る活動
  - (7) 経済活動の活性化を図る活動
  - (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
  - (9) 前各号に掲げる活動を行うと共に、団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(事業) 第5条 (略) (1) (略) ①～⑧ (略) ⑨ <u>環境保全型農林業の実践およびその普及啓発に関する事業</u> ⑩ <u>農林業従事者と都市居住者との交流に関する事業</u> ⑪ <u>農林業生産者の生活の安定を図るための流通・販売の促進に関する事業</u> ⑫ (略)	(事業) 第5条 (略) (1) (略) ①～⑧ (略) ⑨ (略)